

第2章 災害予防

第1節 災害危険地域等の調査

関係機関：企画調整課 建設課 産業課 消防団

台風、洪水、地震その他の災害が発生した場合に災害の拡大を防止、軽減するため、事前に町地域内において、災害による危険が予想される地域及び箇所を調査を次のとおり行うものとする。

1 調査

町は、単独又は関係機関と共同して、災害の予防と災害時の円滑な応急対策の実施を期するため、地域内において予想される単独で災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される程度の大規模災害について自然的、人工的災害条件の調査を行い、既往災害の経験を参考にして災害の種類ごとに各地域別の被害想定をするものとする。

2 計画の樹立

町は、単独又は関係機関と共同して、危険地域調査結果の想定被害に対処するための平常時における予防対策及び災害時の応急対策を各想定被害別に樹立しておくものとする。

3 調査及び計画の区域

火災、水害、急傾斜地、地すべり、土石流等についての危険区域の調査及び計画は、順次行うものとする。

4 災害危険地域（箇所）の調査方法

(1) 調査範囲

調査の範囲は豪雨、台風、地震等に伴う災害による災害危険区域、箇所及び設備物件を主として、毎年調査を行うものとする。

ア 急傾斜地崩壊危険箇所

イ 山地に起因する災害危険地区

ウ 土石流発生危険箇所

エ 水害発生の想定地域

オ 住宅密集地、工業地域等の火災危険度の高い地域

カ その他

(2) 調査事項及び対策

調査は、過去の被害の状況等危険区域（箇所）の実態調査を行う。実態調査終了後、危険区域の災害程度の判定、措置、方法その他必要事項の再検討、調整又は事前措置の対象となる設備、物件の選定などその後の対策について検討するなど、防災アセスメントを積極的に実施する。

また、コミュニティレベル（自治会単位、学校単位、自主防災組織単位等）での避難所までの避難経路を示したきめ細やかな防災カルテ・防災マップ（資料編）の周知に努めるものとする。

(3) 調査結果の報告

調査結果は、担当課長を経て町長に報告するものとする。

5 事前指定に関する対策

危険地域調査の結果、災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件があるときは、その占有者、所有者又は管理者に対して事前に口頭又は文書によって災対法第59条に基づく事前措置の対象となること、及び災害時の措置の方法等をあらかじめ通知し、指導しておくものとする。

6 危険箇所等の状況

町地域内において災害時に被害の危険があると予想される地域、箇所、若しくは災害の予想される場所に特に重点を置いて、防護活動を行う必要がある箇所の状況は、次のとおりである。

災害区分	地域、箇所	摘要
火災	—————	地域全域
水害	相川・泥川・大滝川・梅谷川・大谷川流域	関係地域全域

第2節 町保全施設整備

関係機関：企画調整課 建設課 産業課 消防団

近年、宅地化が進み、山地にまで開発が及んでいることなどにより、山地に起因する災害の危険性が高まっている。

したがって、治山事業を実施し防災機能を高め、水源かん養機能を発揮する保安林を拡充し、併せて河川改修、防災施設の計画的な整備を進める。

1 河川改修

本町には、町の中央部を流れる1級河川の相川、南部を流れる泥川をはじめ中小合わせて13河川がある。相川については、計画的な改修が実施され、大雨による洪水・浸水などの被害は解消されつつあるが、中小河川については引き続き改修に努める必要がある。

町は、道路、堤防、橋梁等の被害防止又は被害の誘因となるものの排除等維持補修に努める。

2 砂防事業

本町における土石流災害が発生する可能性のある溪流（以下「土石流危険溪流」という。）は、資料編に掲載のとおりである。

土石流危険溪流とは、土石流危険溪流及び危険区域調査等により、土石流の発生の危険性があり、1戸以上の人家（人家がなくても官公署・学校・病院・駅・旅館・発電所等のある場所を含む。）に被害を生ずるおそれがあることとされた溪流で、最近の災害の特徴としては、一見安定した河状、林相を呈している平穏な溪流が、異常な集中豪雨により、一たん土石流が発生すると、兩岸をけずられ、堆積土砂を押し流して、下流の人家集落に多量の土砂を堆積させ、災害を起こす例が多い。

本町では、砂防堰堤を設置する砂防事業の実施を県に要請し予防措置を講ずるとともに、土石流危険溪流の周知や警戒避難体制の確立などのソフト面の対策を含めた総合的な土石流対策の推進を

図る。

3 急傾斜地崩壊防止対策事業

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、県は急傾斜地崩壊危険区域を指定しており、本町内にも資料編に掲載のとおり存在する。

急傾斜地崩壊危険区域とは、傾斜角30度以上、高さ5メートル以上のもので、その崩壊により人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等のある場合を含む。）に著しい被害を及ぼすおそれのある地域を指し、指定地域内では、行為を制限するとともに防災措置の勧告、改善の命令を行い、必要な箇所については防止工事を実施する等次の対策を行う。

(1) 防災パトロールの強化

急傾斜地におけるがけ崩れ災害を未然に防止又は災害が発生した場合における被害を最小限度にとどめるために、まず事前措置として平素から危険予想箇所の把握と、この危険予想箇所に対する警戒体制として防災パトロールを強化するものとする。

ア 実施機関

巡回による危険予想箇所の把握とこれに対する警戒措置は、町長が関係機関と協力して実施するものとする。

イ 実施時期

最も警戒を要する梅雨期及び台風期の前の最も効果ある時期、並びにその期間中はもとより、豪雨が予想されるとき等事前に適切な措置がとれるよう随時実施する。

ウ 実施内容

すでに、把握した危険箇所については、その土質、地層、地下水、危険度等を重点に調査内容を再確認するとともに、必要に応じこれを修正するなど適正を図り、また、新たな危険箇所については、同様に実態を把握し、これらにその改善措置若しくは避難措置等の対策を講ずるものとする。

(2) 所有者等に対する改善措置の強化

防災パトロールの結果、必要に応じ危険予想箇所について、その所有者、管理者、占有者に対して十分な擁壁、排水施設その他必要な防災工事を施すなど改善措置をとることを強力に指示するものとする。

(3) 避難措置と防災知識普及の徹底

ア 避難措置

危険箇所に対する安全措置が不完全である間は、まず、その住民に対する避難措置の確立が最も必要である。がけ崩れ災害の発生するおそれがある場合、又は危険が切迫した場合には、避難計画に定めるところにより避難させるものとする。また、避難のための立ち退きの万全を図るため避難場所、経路及び心得をあらかじめ住民に徹底させておくものとする。

イ 雨量計の設置

緊急時に際して、危険地域の住民に対し、直接適切な措置がとれるよう県等と連携して雨量計を設置し、観測、予警報伝達、避難措置等の方法を定めて、警戒体制の整備を図るものとする。

ウ 知識の普及

がけ崩れ災害の特殊性から、住民、特に危険地域の住民に対するがけ崩れ災害の予防並びに応急対策等に関する知識の普及は、常に留意すべき事項である。

この普及に当たっては、危険地域の住民に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に行うものとし、概ね次のとおりとする。

(ア) がけを見回って、まず応急措置をする。

- a 崩れそうな土砂は、取り除くこと。
- b がけ側（特に危険な箇所）に雨水や汚水が流れ込まないように板や土のうなどで排水路を造って水はけをよくすること。
- c がけ上の地盤の割れ目には、雨が入らないようにモルタルなどで詰めること。
- d 崩れそうながけ地にある大きな木の繁茂した幹や枝を切り取ること。
- e 木の仮土留で腐っている木材などは、取り替えて補強すること。
- f 石垣などで亀裂の入っているところは修理し、崩れそうな石垣などは補強すること。
- g がけの途中やがけ下で常に湧き水のあるところは、特に危険につき水はけの処置をよくすること。

(イ) がけ下の土地については、次のことに注意する。

- a がけ下を切土したままとなっているものは、仮土留をした上で安全な石垣などをつくること。
- b がけの根元は、雨水、汚水、湧水などが溜らないように水はけをよくすること。
- c 高いがけ下で、石垣などだけでは安全とならない宅地は、防土堤をつくること。

(ロ) がけ上の土地については、特にがけの方に雨水や汚水が流れたり、しみ込まないように次のことに注意する。

- a 雨樋のない所には雨樋をつくること。
- b 家庭排水や雨樋からの雨水は、流し放しにしないで排水管、U字溝などで安全な場所に排水すること。
- c 埋込み排水管で細いもの、土のつまっているもの、勾配の悪いものは、修繕して水はけをよくすること。
- d 吸込み枡、池、ごみ埋めの穴などは、造らないこと。
- e 隣地から特に多量の雨水が流れ込んでくるおそれのある箇所は、関係者が話し合って安全な排水施設をつくること。

(ハ) 降水量と地下水の監視

- a 過去にがけ崩れの起こった際の降水量を知り、降水量がそれに接近した場合は、第1級の警戒体制をとる。
- b 降水が終わっても、なお、3日間は危険である。
- c 豪雨の始まる前、数日にわたり小雨が続いていた場合には、基準とする警戒雨量は一層厳しくする必要がある。
- d 降水量が増えてきたときは、がけの全体を監視し、湧水の有無について警戒を怠らぬこと。
- (㊦) 危険ながけ付近の居住者は緊急の場合のために次のことに注意する。
 - a 消防団員や警察官が避難を指示したときは必ず従うこと。
 - b 降雨時には、高いがけぎわの部屋では就寝しないこと。
 - c 気象通報に注意し、大雨注意報のあったときは、高齢者や子供は早めに避難させること。
 - d 平時から避難について心がけ、準備していること。
 - e 緊急の場合は110番、119番へ電話すること。

4 治山事業

- (1) 山腹崩壊地、はげ山等の荒廃山地を復旧整備し、災害の防止、軽減を図る復旧治山事業を行うほか、その他人家の裏山、道路や耕地に被害を及ぼす山林の小規模な事業についても併せて施工する。
- (2) 本町における山地に起因する災害危険地区は、資料編に掲載のとおりであるが、こうした危険地区に山地防災機能を強化する保安施設の整備、災害防止機能の高い森林の整備等の一体的な事業の実施を県に要請する。
- (3) 災害に強い健全な山林を整備又は維持するため、山林所有者に対し適正な管理を行うよう指導する。

資料編・山地に起因する災害危険地区一覧

5 防災ダム事業

県は、農地を主とする地域の洪水による被害を未然に防止するために必要な洪水調整ダムを設置しており、町内には不破北部防災ダムがある。

町は、県に防災ダム事業必要地区の調査を要請するとともに、耐震対策等整備の推進を要請するものとする。

農 業 用 防 災 ダ ム

平成25年4月現在

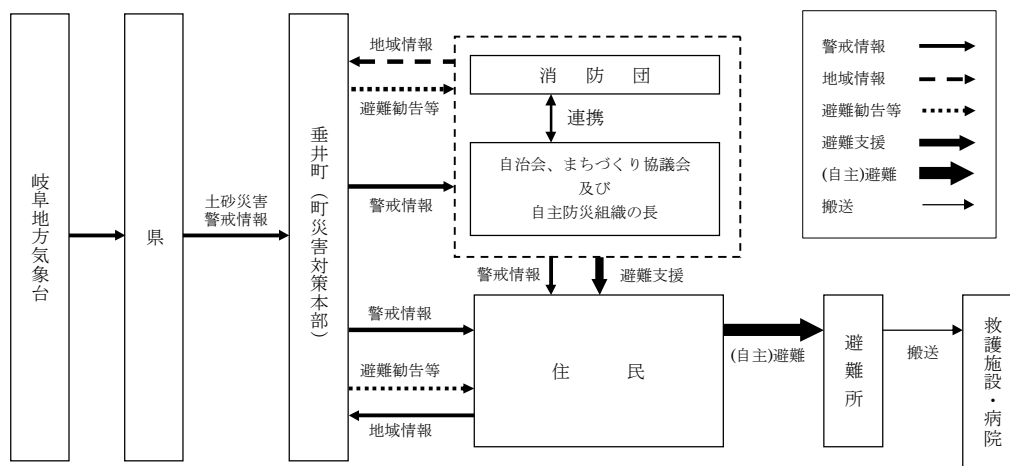
水系	河川名	地区名	所在地	堤高	堤長	貯水量	堤体積
木曾川	岩手川	不破北部	不破郡垂井町岩手	m 42.5	m 142.0	千トン 1,128.0	m ³ 309,063

6 総合的な土砂災害対策の推進

町防災会議は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第109号）に基づく土砂災害警戒区域の指定があった場合は、町計画において、当該区域ごとに必要事項を定めるものとする。

(1) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、岐阜県と岐阜地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう垂井町に発表する防災情報である。



資料編・土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項並びに第8条第1項に基づく区域指定の一覧
・土砂災害ハザードマップ

第3節 建築物災害予防対策

関係機関：企画調整課 建設課

1 建築物防災知識の普及

町は、建築物防災知識の普及を関係機関の協力を得て、あらゆる機会をとらえ、写真、ポスターの掲示、ラジオ、テレビ、新聞等の報道、町広報誌、インターネットの活用、講演会、説明会等によって行うものとする。

(1) 既存建物の保全対策

一般住民に対して火災、台風等に対する既存建築物の平常時や台風来襲時等における維持補修や補強の方法等を普及する。

(2) 建築基準法等の普及

建築物の敷地、構造、用途等が建築基準法に適合するよう県では建築確認審査業務を行っているので、町においても一般住民に対して法の遵守の広報を行う。

2 特殊建築物の災害予防

学校、病院、社会福祉施設、共同住宅等特殊建築物に関する平常時の災害予防は、本章第7節「火災予防対策」に定めるほか、次によるものとする。

(1) 管理者の保全義務

特殊建築物の管理者は、建物の不燃堅牢化に努めるとともに、防災上必要な出入口、非常口、避難設備等の施設の整備保全に努めるものとする。

(2) 確認検査の徹底

特殊建築物の建築に当たっては、現場検査を強化し、確認検査を重点的にを行い、関係法令の履行徹底を期する。

(3) 防火管理者の選任

消防法の規定に基づき防火管理者を置かなければならない施設にあつては、適法な防火管理者を選任し、その任務を明確にしておくものとする。

(4) 自衛消防組織の選任

消防法の規定に基づき自衛消防組織を設置しなければならない施設にあつては、適法な自衛消防組織を設置し、その任務を明確にしておくものとする。

(5) 計画の策定

特殊建築物の管理者は、気象警報等の情報の把握あるいは初期消火等災害の防除活動と収容者避難誘導等の組織及び方法等防火に関する計画を策定し災害時の万全を期するものとする。

3 公共施設災害予防の推進

発災時の応急対策の拠点ともなる公共施設の老朽建物の改築促進及び補修等を次により実施する。

(1) 老朽度の著しい建物については、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物へ改築を図る。

(2) 建物の定期点検などを実施して破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

4 災害危険区域の指定

町は、がけ崩れ等による危険の著しい区域について住民に対する周知徹底に努めるものとする。

資料編・山地に起因する災害危険地区一覧

第4節 防災営農対策

関係機関：企画調整課 産業課

災害による農業被害の軽減と農業経営安全のため、防災営農に関する指導その他の対策は、次によるものとする。

1 指導等の実施

防災業務従事職員及び農業者に対する防災営農に関する指導、教養は、県の防災営農指導班が中心となり、町及び関係機関の協力を得て実施する。

(1) 指導事項等

町及び農業団体は、あらゆる機会を利用し、農業災害の予防、応急措置あるいは災害復旧の実施に当たって必要な知識と技術を徹底するものとする。特に、防災業務従事職員に対しては、災害の原因あるいは実施する対策の科学的、専門的な事項の教育を、また、一般農業者に対しては、予想される災害に対しての必要な基本的知識、技術の普及を重点に行うものとする。

(2) 指導等の方法

町及び農業団体は、講習会、研究会、印刷物の発行や配布、ラジオ、テレビ等による普及、現地指導等によって行うものとする。

2 病虫害防除器具の整備

町及び農業団体は、各種災害により併発が予想される病虫害防除に万全を期するため、病虫害防除器具の保全整備に努めるものとする。

3 災害用水稲種子の確保

町は、災害（特に水害）に備えて災害用種子を確保するものとし、水稻の再生産に努めるものとする。

第5節 水害予防対策

関係機関：企画調整課 建設課 消防団

洪水等による水害を防止するための必要な水防組織及び施設の整備並びに訓練の実施等は、資料編「垂井町水防計画」によるものとするが、水害と関連のある予防対策は、次によるものとする。

1 貯木対策

製材業者等貯木をするものは、たとえ一時的なものであっても、災害時における貯木に伴う被害を軽減するため、次の事項について万全を期するものとする。なお、関係の各機関はその指導に当たるものとし、特に洪水が予想される時期においては、その徹底に努めるものとする。

- (1) 河川敷へは、貯木をしてはならないこと。
- (2) 貯木は、流木化するおそれのある地域はできるだけ避けるとともに、出水等により流失のおそれがあるときは、ロープによる緊結等流出の防止に努めなければならないこと。
- (3) 平常時より流出防止柵を設ける等その施設を整備しておくこと。
- (4) 木材には刻印を付す等その所属を明確にしておくこと。

2 道路施設対策

道路管理者は、道路施設について、防災点検等により状況把握を行う。防災対策を必要とする施設については、社会資本整備重点計画等に基づき緊急を要するもの等から逐次防災対策を進めるとともに、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

3 指定緊急避難場所

町は、指定緊急避難場所について、被災が想定されない安全区域内に立地する施設又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定することとする。

4 浸水想定区域における対策

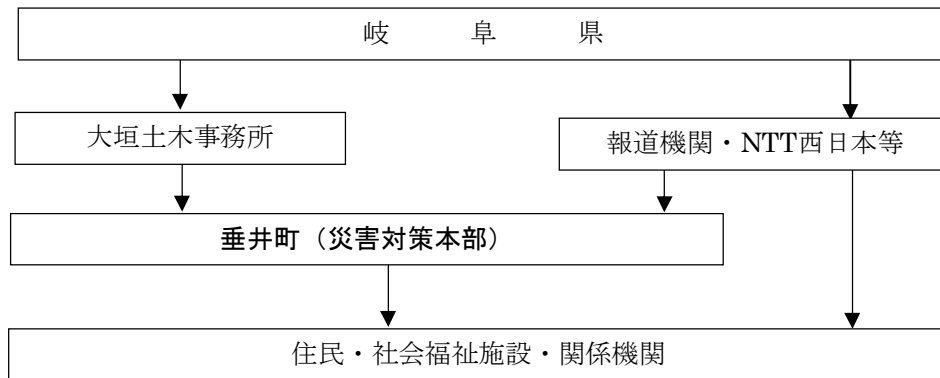
(1) 浸水想定区域の公表

本町は、「木曽川水系相川浸水想定区域」、「木曽川水系泥川浸水想定区域」、「木曽川水系大滝川・大石川浸水想定区域」及び「木曽川水系梅谷川浸水想定区域」に含まれており、町南部及び東部において浸水が予測されている。

このため、町は、当該浸水想定区域ごとに次の事項に関する対策を定めるとともに、住民に周知を図る。

ア 洪水予報等の伝達方法

町及び県は、洪水予報等について、電話、町防災行政無線、防災行政無線（屋外放送）メール配信サービス、町ホームページ、岐阜県ホームページ（川の防災情報）や広報車等を通じて伝達を行うものとする。



イ 避難所

当該浸水想定区域図ごとの浸水状況により、最寄りの避難所を指定するものとする。

資料編・指定避難所一覧

ウ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項

町は、要配慮者施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、施設ごとに作成する避難確保計画について支援を行うものとする。

(2) 洪水ハザードマップの整備

洪水予防等の伝達方法や避難所等の防災情報を記載した洪水ハザードマップを整備し、被害の軽減のため住民へ周知を図る。

(3) 対象施設の名称及び所在地

浸水想定区域内にある要配慮者施設については、当該施設の名称及び所在地を記載するものとする。

資料編・洪水時に避難等の連絡を要する施設

一般対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

地震対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

原子力災害対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第6節 渇水等予防対策

関係機関：企画調整課 上下水道課

町は、飲料水の枯渇や災害による断水などのおそれのある水道施設（以下この節において、「施設」という。）について、安定した給水等を行うため、施設の改善整備を進めるなか、関係機関等との協力体制の整備を行う。

1 現状の把握と施設対策

町は、飲料水の利用や施設の状況を把握し、緊急時における給水拠点の設定など給水計画を策定するとともに、安定した水源を確保し、住民の日常生活を混乱させないよう、その対策に努めるものとする。

2 渇水期の広報と給水

町は、水源が長期にわたり枯渇し、また十分な飲料水等を得ることができない場合における広報及び給水については、次によるものとし、その体制の整備に努めるものとする。

(1) 広報

- ア テレビ、ラジオ、新聞等の利用
- イ 防災行政無線、電子メール、広報車、掲示板等の活用
- ウ 自治会、大口利用者等への節水協力の要請

(2) 給水の方法

町は、あらかじめ災害時における給水計画を定めておく。給水計画は、主として次の事項について定めるものとする。

- ア 給水拠点、給水拠点における水の確保の方法（給水拠点での給水が車載用給水タンク等による場合は、水源、運搬方法を定め、給水拠点が飲用井戸等である場合は、飲用に適することの確認の方法、非常時用ポンプ及び電源の確保について考慮）
- イ 避難施設、医療機関、福祉施設等における水の確保の方法
- ウ 必要となる資機材の確保の方法
- エ 関係職員の対応、役割分担等

3 給水資機材の確保等

町は、緊急時における飲料水の供給が不能となった場合の応急用給水資機材として、給水計画に基づく給水に必要な車載用給水タンク、ポリ容器、ろ水器、非常用電源、非常用ポンプ等の確保又は備蓄に努めるものとする。

4 飲料水の緊急給水等

町は、緊急時における飲料水の確保が当該施設の範囲で困難な場合は、岐阜県水道災害相互応援協定に基づき他の市町村等に対し応援等を要請する。

第7節 火災予防対策

関係機関：企画調整課 不破消防組合 消防団

大規模災害が発生した場合、火災は同時多発し、時間、季節、風向等によっては大火災となる可能性があるため、消防水利の損壊、応援団体相互の通信混乱等予期せぬ事態も踏まえ、効果的、機能的な消火活動ができる体制を整備する。

1 火災予防の指導強化

町及び不破消防組合は自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブ等火災予防に関する各種団体の育成を図るとともに、住民に対し、災害時における災害防止思想普及を図るため次の指導を行うものとする。

- (1) 火気使用器具の使用法、周囲の整理整頓
- (2) 初期消火の重要性の啓発、各家庭、事業所等での消火栓、消火用水の準備とその使用方法

2 消防組織（常備及び非常備）

(1) 不破消防組合

本町と関ヶ原町は、消防に関する事務を共同処理するため、昭和43年5月より不破消防組合を発足した。本町に消防本部・東消防署、関ヶ原町に西消防署が設置されている。

(2) 垂井町消防団

垂井町消防団は、垂井、東、宮代、表佐、府中、岩手、合原の7分団で組織され活動している。

3 消防力の整備強化

町内における消防組織の充実強化及び消防施設の整備増強と、施設の整備増強を図ることはもとより、災害が発生した場合の道路交通の阻害、同時多発災害の発生等に対応できる消防力の整備に努めるものとする。

(1) 消防組織の整備

町及び不破消防組合は、消防職員及び消防団員の人的確保に努めるとともに、各種の災害に対処し得る体制を確立するものとする。

(2) 消防施設等の整備

町及び不破消防組合は、消防活動の万全を期するため、消防施設及び資機材の整備に努めるものとする。整備に当たって留意を要する点は、次のとおりである。

ア 通信施設の整備

火災の早期通報と適切な消防活動を行うため、通信施設を計画的に整備するものとする。

イ 消防の近代化

建築物の高層化、建築構造の変化及び危険物施設の増加等に伴う火災に対処するため、はしご付消防ポンプ自動車、屈折はしご付消防ポンプ自動車、救助工作車等の整備を図り、消防の近代化に努めるものとする。

ウ 機械器具の整備点検

非常災害時に消防用機械器具の最高能力を発揮するよう、平常時から常に点検整備に努めるとともに定期的に性能検査を実施するものとする。

エ 消防水利等の確保

消防水利の基準に適合するよう適正配置と同時多発災害、消火栓使用不能事態等に備えた水利の多様化を図るものとする。

(3) 通信の効率的運用

町及び不破消防組合は、通信施設の効率的運用について計画を樹立するものとする。

4 消防団員の教養訓練

町及び不破消防組合は、災害の予防若しくは防火活動等の万全を期するため、消防団員に対して専門的な知識、技術の教養訓練に努めるものとする。

(1) 消防の近代化に伴い、一層高度な知識と技術が要請されるので、人的消防力の質的向上を図るため、県消防学校に消防団幹部を派遣し、教養訓練を受けさせるものとする。

(2) 消防訓練の徹底と女性防火クラブ等民間防災組織、その他住民を一丸とした総合消防体制の確立を図るため、県及び不破消防組合等と連携し、消防連合演習を実施する。

5 防火対象物の関係者に対する火災予防の徹底

防火対象物の関係者に対し、防火等に関する専門的な知識、技術の指導若しくは施設に対する立入検査を行い、火災予防の強化徹底を図るものとする。

(1) 学校、病院、社会福祉施設、事業所、興行場等多数の者が出入りし、勤務し又は居住する防火対象物について防火管理の徹底を期するため、立入検査を強化する。

(2) 旅館、興行場等多数の者が出入りする特定防火対象物のうち一定規模以上のものを対象とした防火対象物定期点検報告制度により、当該施設の防火安全上の不備事項の是正に努めるとともに、利用者の安全確保に努める。

(3) 危険物製造所等の立入検査を行うとともに、県が実施する危険物取扱者保安講習への参加を呼びかけるものとする。

6 一般住民に対する火災予防の徹底

町及び不破消防組合は、火災の発生を防止し、若しくは災害時における被害の軽減を図るため、一般住民に対し、防火、防災に関する思想又は不破消防組合火災予防条例の普及徹底に当たるものとする。

最近の火災の状況をみると、住宅火災による死者は、建物火災による死者の約9割を占めており、特に65歳以上の高齢者は、約半数を占めることに鑑み、今後、高齢化社会が進むにつれて、火災による死者が急増していくことが懸念される。このため、住宅火災による死者の大幅な低減を図るべく、特に高齢者に係る防災対策を中心とした住宅の防火安全性を高めるため、住宅防火診断等により、対策を総合的に推進するものとする。

なお、火災時に備えて初期消火体制を確立するため消火器、防火用水、水バケツ等を設置するよ

う指導する。

(1) 普及の時期

防火思想及び火災予防条例の普及はあらゆる機会をとらえて行うが、特に「全国火災予防運動（春・秋年2回）」あるいは「文化財防火デー」の期間に重点を置いて町内広く強力に展開するものとする。

(2) 協力機関

県消防協会、危険物安全協会、幼年・少年・女性防火クラブ等の関係団体と協力して行うものとする。

(3) 普及の媒体

防火思想の普及は、概ね次の媒体を通して行うものとする。

- ア 町広報誌による周知徹底
- イ ポスター、パンフレットによる啓発宣伝
- ウ インターネット等による啓発
- エ 広報車による巡回宣伝
- オ 消防関係行事への積極的参加

7 総合消防体制の確立

町及び不破消防組合は、防火思想の啓発浸透を図り、愛郷意識を基礎とした自衛消防体制の強化と工場、事業場等に対する自衛消防組織の確立を図るため、民間防災組織である女性防火クラブ、少年消防クラブ、自衛消防組織の結成を促進し、「総合消防体制」を確立するとともに、次により火災予防思想の普及及び自衛消防活動の万全を図るものとする。

(1) 学校防火訓練、女性防火教室等を開催し、少年消防クラブ、女性防火クラブ等を通じて防火思想の普及及び家庭防火知識の普及を図る。

(2) 多数の従業員が勤務する工場、事業所等に自衛消防組織の結成を促進し、防火訓練その他について指導する。特に化学工場等危険性の高い工場、事業所等については化学消火設備の完備、予備化学消火剤の備蓄等に努めさせる。

8 消防計画の樹立

町は、この計画の定めるところにより、「消防計画」を樹立し、その徹底を図るとともに、この計画に基づく訓練を実施しなければならない。

一般対策計画
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
地震対策計画
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
原子力災害対策計画
第1章
第2章
第3章
第4章

第8節 ▶ 観光施設等予防対策

関係機関：企画調整課 産業課 教育委員会

本町においては、観光名所、文化財施設、運動公園施設等（以下この節において「観光施設」という。）が存在している。町は、利用者の安全を図るため、各観光施設の経営者又は管理者（以下「管理者」という。）、垂井町観光協会等の観光関係団体等と連携し、災害発生時に備えた体制の整備に努める。

1 責任体制の整備

観光施設の管理者は、各施設ごとに防災責任者を定め、平常時から危険箇所の点検を行うとともに、救助その他の組織を整備しておく。また、可能な限り滞留旅客の把握及びその情報の保全に努め、災害発生時に備えるものとする。

2 気象予警報等の把握と避難

管理者は、テレビ、ラジオ等の放送で災害に関する気象の把握に努め、観光施設の利用者に周知徹底を図るとともに、町及び警察署と緊密な連携のもとに、緊急時における避難誘導方法を定め、さらに「避難の心得」、「避難順路」等を標示して、利用者の早期避難に努めるものとする。

3 町との連絡体制

管理者は、観光施設に危険が予想されるときは、町との連絡体制を整えるとともに、町長が適切な避難の指示若しくは勧告が行えるようにしておくものとする。

また、町が、気象予警報等の情報を覚知したときは、できるだけその情報を管理者に伝達するように努めるものとする。

第9節 文教対策

関係機関：教育委員会

学校、その他の文教施設（以下「学校等」という。）の土地、建物、その他の工作物、施設及び設備を災害から防護し、教育の確保と幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全を図るため、文教施設の保全管理、防災知識の普及、訓練の実施等適切な予防措置を講ずるものとする。

1 文教施設の不燃化構造の促進

学校等の経営者又は管理者は、文教施設の建設に当たって、適切な構造物による建築に努める。また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずるものとする。

2 文教施設の予防対策

(1) 組織の整備

文教施設の補強、補修等（台風時における準備作業等）が迅速的確に実施できるよう、職員任務の分担あるいは作業員の配置等、平常時からその組織を整備しておくこと。

(2) 補修、補強

平常時から文教施設の点検、調査を実施し、危険箇所若しくは不備施設（避難施設等）の早期発見に努めるとともに、これの補修、補強及び整備に当たること。

(3) 資材等の整備

災害時の文教施設の補修、補強に必要な資材、器具等を整備しておくこと。

(4) 文化財施設

指定文化財等を火災等から防護するため、建造物等には消火栓、消火器等の設置に努めるとともに、文化財施設等での火気の使用制限、施設内の巡視等を行い、災害予防に努めること。

3 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱い、あるいは保管する学校等は、関係法令の定めに従って厳重に保管管理するとともに、適切な取扱いに努めなければならないが、特に災害発生時における安全の確保について適切な予防措置を講じておくものとする。

4 防災教養

町教育委員会は、関係職員に対して防災指導資料を作成配布、又は講習会、研究会等を開催して防災に関する知識の醸成及び技術の向上に努めるものとする。また、各学校等においては、常に児童生徒等の防災知識の普及に努めるとともに、児童生徒等を通じて地域における防災意識の普及徹底を図り、災害の未然防止と災害時の緊急対策についても十分周知させるものとする。

5 登下校の安全確保

学校等の管理者は、児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ）途中の安全を確保するため、

あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図るものとする。なお、町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

6 避難その他の訓練

学校等の管理者は、児童生徒等及び職員の防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な処置がとれるよう次の点に留意して防災上必要な計画を樹立するとともに、訓練を実施するものとする。

- (1) 計画及び訓練は、学校種別、学校規模、施設設備の状況、児童生徒等の発達段階等それぞれの実情に応じた具体的かつ適切なものとする。
- (2) 訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と、児童生徒等の自主的活動により十分な効果を取めるように努めること。
- (3) 火災、風水害、震災等それぞれの場合における計画を策定し訓練を実施すること。なお、それぞれの災害の特色や災害状況の相違等を検討し、形式的なものにならないよう注意すること。
- (4) 訓練は毎学期1回実施すること。
- (5) 訓練の実施に当たっては、事前に施設設備の状況、器具、用具等について点検し、常に十分活用できるよう充足するとともに訓練による事故防止に努めること。
- (6) 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員及び児童生徒等の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておくこと。
- (7) 指定文化財等の所有者又は管理者は、毎年、1月26日の文化財防火デーを中心に文化財防火訓練を実施するよう努めること。
- (8) 計画の策定及び訓練の実施に当たっては、関係機関と事前に連絡を密にし、専門的な立場から助言、指導を受けること。
- (9) 訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正整備を図ること。

7 気象予報警報等の把握・伝達

各学校等における災害に関する注意報、警報及び情報等の把握及び伝達について、町教育委員会及び各施設管理者は、小中学校等学校施設における災害対策実施のための気象状況に留意し、災害に関する注意報、警報、情報の把握に努めるものとする。なお、気象情報等の伝達は、第3章第4項第1節「警報・注意報・情報等の受理・伝達」に基づき町本部に伝達されるので、町教育委員会が各学校長等に伝達するものとする。

8 臨時休業

災害の発生が予想される場合の学校等の臨時休業については、町教育委員会が決定して行うものとする。

9 外国人の利用する施設との連携

町は、外国人の利用する施設との間で、災害発生時の災害情報や被災情報の伝達体制、避難所・避難路・案内板の確認、学校職員・生徒の防災知識の普及・啓発、通訳・翻訳ボランティアの確保等について把握・確認を行い、災害時における速やかな応急対策がとれるよう連携を図るものとする。

第10節 防災思想・防災知識の普及

関係機関：各課共通

被害を最小限に食い止めるには、町をはじめとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが日頃から、「自らの生命は自ら守る」、「みんなの地域はみんなで守る」という基本理念と正しい防災知識を身に付け、食料、飲料水の備蓄など、平素から災害に対する備えを心掛けることが必要であり、地域単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図ることが大切である。また、町は、防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な情報や各種データを分かりやすく発信するものとする。

また、「超」広域災害や、複数の災害が同時に起こり得ることを周知し、それらの災害に対する備えの必要性を併せて啓発するものとする。

なお、その際には乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域においては要配慮者を支援する体制の整備を図るとともに、被災時における男女のニーズの違いなど男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 住民に対する防災教育

町は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、防災に関する研修会等の開催、町のホームページ、広報誌を通じた広報や災害図上訓練の普及推進による災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、防災知識の普及にあたって、早期避難の重要性に対する住民の理解を図りつつ、特に要配慮者に十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

2 児童生徒等に対する防災教育

町は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

学校（園）は、災害の発生に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災害時の防災知識を児童生徒に理解させるため、発達段階、地域コミュニティにおける多様な主体との関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、不破消防組合、消防団及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施するものとする。

3 職員に対する防災教育

町及び防災関係機関等は、防災上必要な専門的知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもとより、一般職員に対しても機会を得て防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部局において処理すべき防災事務又は業務等に関する講習会の実施に努めるものとする。

4 外国人に対する普及

パンフレット等の内容を多言語で作成するとともに、訓練などを実施に努めるものとする。

5 災害伝承

町及び防災関係機関は、住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する各種資料を広く収集・整理、保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう努め、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

6 企業防災の推進

町及び県は、企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

7 防災訓練への積極的参加

町及び防災関係機関等は、防災知識の普及や災害時における防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図るため、住民、自主防災組織、企業等に対して防災訓練への積極的参加について啓発に努めるものとする。

8 防災士等の活用

地域防災力の向上を図るために、防災士等の防災知識を有する人材の活用を通じて、地域防災リーダーの養成に努めるものとする。

第11節 防災訓練

関係機関：各課共通

計画に基づく応急対策の円滑な実施を期するため、次により防災訓練を行うものとする。

1 基本方針

町及び防災関係機関、防災上重要な施設の管理者が訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、水害、火災、震災等それぞれ地域（施設）において発生が予想される災害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

(1) 応急対策体制の確認、評価等

防災訓練を通じて、各関係機関の組織体制の確認、評価等を実施し、危機管理体制の実効性について検証するとともに、各関係機関相互協力の円滑化を図る。

(2) 住民の防災意識の高揚

住民一人ひとりが防災訓練に際して、日常及び災害発生時に「自らが何をすべきか」を考え、危機（自然災害、事故等）に対して十分な準備を講じることができるよう実践的な訓練により防災意識の高揚と知識向上を図る。

(3) 要配慮者等の配慮

要配慮者に十分配慮し、地域で支援する体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に立った配慮が十分行われるよう努める。

2 水防等の訓練

水防に関する具体的な訓練計画は資料編「水防計画」を準用する。

3 消防訓練

町及び不破消防組合は消防計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じて大火災を想定し、他の市町村や県等と合同して実施する。実施に当たっては、関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じて他の関連訓練と併せて実施するものとする。

4 避難等救助訓練

町及び防災関係機関は、関係計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防ぎょ活動と併せ、又は単独で訓練を実施するものとする。

なお、学校、病院、社会福祉施設、事業所、作業場等にあつては、収容者等の人命保護のため特に避難施設を整備し、訓練を実施するものとする。

また、社会福祉施設における訓練は、災害が発生したときの避難場所、避難（誘導）方法、その

一般対策計画（第2章 第11節）

他細部にわたる計画を施設管理者が策定し、避難訓練を不破消防組合、消防団等の協力を得て実施できるように努めるものとする。うち、入所型の社会福祉施設においては、夜間又は夜間を想定した避難訓練を実施できるように努めるものとする。

5 本町の災害特性を考慮した訓練の実施

本町において予想される災害と対象地区は、本章第1節「災害危険地域調査等の調査」に定めるとおりであり、各地区の災害要因に対応した訓練の実施を図る。

- (1) 火災の発生 ⇨ 消火器・消火栓・可搬ポンプ等の取扱い訓練、避難訓練等
- (2) 水害の発生 ⇨ 水防訓練、避難訓練等
- (3) 土砂災害等の発生 ⇨ 避難訓練等
- (4) 地震の発生 ⇨ 倒壊家屋からの救出訓練等

非常時に有効な実践的訓練例

- ① 消火器、消火栓、可搬ポンプの取扱い訓練
- ② 倒壊家屋等からの救出訓練
- ③ 負傷者の手当て及び救命訓練
- ④ 要配慮者の参加する避難訓練
- ⑤ 飲料水の確保訓練
- ⑥ 炊き出し訓練

6 総合防災訓練

町は、各部門別応急対策実施機関と合同して毎年度1回概ね次の対策を総合して訓練を実施するものとする。

訓練科目	訓練実施機関
気象予警報伝達訓練	町、県及び防災関係機関
通信、通報訓練	町、県及び防災関係機関
避難訓練	町、不破消防組合、消防団及び奉仕団体
医療訓練	町、不破郡医師会
炊き出しその他救助訓練	町、奉仕団体
消防、水防訓練	町、不破消防組合及び消防団
広域応援訓練	災害応援協定締結機関
その他の訓練	各関係機関

7 その他の防災訓練

町及び防災関係機関は、応急対策を実施するため必要な事項について関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて円滑な遂行を図るため、他の訓練と併せ又はそれぞれ単独で次の訓練等を実施するものとする。

- (1) 通信連絡訓練
- (2) 動員訓練
- (3) 机上訓練

8 訓練の検証

町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図り、訓練成果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第12節 自主防災組織の育成と強化

関係機関：企画調整課 不破消防組合 消防団

大規模な災害が発生した場合は、防災関係機関の活動の遅延・阻害が予想され、「自分達の地域は自分達で守る。」という住民のコミュニティ連帯意識に基づく防災活動が不可欠であり、同時に事業所の自主防災組織による活動も欠かせないものとなってくる。

したがって、町は、垂井町自主防災組織設置要綱（平成16年垂井町告示第33号）に定めるとおり、住民、事業所等の自主防災組織の整備、育成を図り、訓練等の実施により災害時の住民、事業所等の自主的な活動を促すように努めるものとする。

1 自主防災組織の重要性の啓発と参加を促す環境整備

町は、災害発生時における自主防災組織の重要性についての認識を広め、住民の自主防災組織づくりを推進するものとする。

2 地域防災協働隊や消防、警察OBのリーダー的役割による自主防災組織の設立と活動の充実

町は、消防職員及び消防団員OBのうちから自主防災組織への参加を呼びかけ、その専門知識を生かした、町内会・自治会単位の自主防災組織の設立と活動の充実を図るものとする。

また、防災士等の防災リーダーの育成を図るとともに、防災士等を活用した地域防災力の向上に努めるものとする。

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

4 組織及び活動の内容（例）

本 部 （会長・副会長）		平常時の活動	非常時の活動
		<ul style="list-style-type: none"> ○年間防災計画、規約の作成及び組織の役割を明確にしておく。 ○公的防災機関などとの連携を確保する。 ○防災知識の習得・普及活動。 ○防災カルテ、防災マップの作成。 ○生活必需品、防災資機材の備蓄。 ○地域内の他組織との連携。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本部員の招集とあらかじめ定められている役割分担の確認を行う。 ○各班の活動の統制を行う。
	消 火 班	<ul style="list-style-type: none"> ○出火防止の啓発を行う。 ○火気器具、危険物の保管・管理、プロパンガスボンベの転倒防止などの呼びかけ。 ○消火用水の確保、街頭設置消火器の点検を行う。 ○初期消火訓練を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○出火防止及び初期消火活動を行う。 ○消防機関に協力をする。
	避 難 誘 導 班	<ul style="list-style-type: none"> ○一時集合場所、避難場所への経路を確認しておく。 ○危険箇所（がけ、ブロック塀など）をあらかじめ確認しておく。 ○避難誘導訓練を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難場所、避難路の安全確認及び危険箇所の表示を行う。 ○公的防災機関と連絡をとる。 ○避難情報を伝達する。 ○避難誘導を行うとともに、避難場所などにおける秩序の維持に努める。
	救 出 ・ 救 護 班	<ul style="list-style-type: none"> ○地域内のお年寄り、乳幼児、病人など要配慮者をおかめておく。 ○応急医薬品及び資機材を備える。 ○救出・救護訓練を行う（応急手当法などを習得する）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○負傷者の把握を行う。 ○救出活動を行い、救急処置を行う。 ○負傷者を救護所などに搬送する。 ○お年寄り、乳幼児、病人など要配慮者の安全確保を行う。
	情 報 班	<ul style="list-style-type: none"> ○地震についての正しい知識の普及を図る。 ○映画会、懇談会などを開催する。 ○防災マップなどを作成し、地域防災意識を高める。 ○巡回広報、情報収集・伝達訓練を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○公的防災機関から発表される災害情報を地域住民に広報する。 ○地域の被害状況及び必要な情報を把握する。 ○公的防災機関などとの緊急連絡を行う。
給 食 ・ 給 水 班	<ul style="list-style-type: none"> ○食料、飲料水などの備えを呼びかける。 ○必要な資機材の確保と点検を行う。 ○炊き出し訓練、給水訓練などを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じて炊き出しを行う。 ○食料及び応急物資の調達、配分を行う。 	

5 自主防災組織における外国人の位置付け

自主防災組織は、災害時に外国人へ円滑な支援ができるよう、日本語を理解できない外国人の日常的な把握に努め、地域の外国人の人数や所在の把握に努める。

6 防災マニュアルの作成

災害は、種類、規模、発生場所及び発生時期、時刻等により、その態様が全く異なるため、各地区ごとに地区の実状にあった防災マニュアルの作成を図るものとし、作成については、地区内に消防団、医師、看護師等の専門家（経験者含む。）が在住しているかを確認のうえ、概ね次のような段階を重ね、協議を行う。また、災害発生時に外国人が速やかに避難等の応急対策が図れるよう、防災マニュアルの多言語化を検討する。

- (1) 地区の実状を考慮した被害想定の実施
当該地区で起こり得る災害を具体的に想定する。（町計画の習熟）
- (2) 予想される事態への対処
必要なものは何か、どう行動すべきかを考える。
- (3) 必要な体制の整備
当該地区に最も適した体制の構築を行う。
- (4) 必要な資機材の整備
非常時に使用する資機材の整備計画及び管理方法を決定する。

7 自主防災組織の活動拠点の整備

町は、自治会等に1箇所割合で自主防災組織の活動の拠点となる施設（コミュニティ防災拠点）を定め、その整備に努めるものとする。なお、コミュニティ防災機能は、次のとおりである。

- (1) 防災知識の習得・普及
- (2) 資機材、生活必需品等の備蓄
- (3) コミュニティの災害応急活動の拠点

8 自主防災組織の資機材の整備

町は、地域住民の安全を確保し、地震、水害等の災害に対処するため、垂井町自主防災組織防災資機材購入費補助金交付要綱（平成16年垂井町告示第34号）の定めるところにより、自主防災組織が行う防災資機材購入に要する経費に対し補助金を交付する。

補助の対象となる資機材は、次のとおりである。

防災倉庫、可搬消防ポンプ、電池式メガホン、ヘルメット、消火器、救急用品、テント、担架、ロープ、工具類、携帯ラジオ、自家用発電機、ブルーシート、炊飯用具、組み立てリヤカー、トランシーバー、その他町長が特に必要と認めたもの

【資機材整備例】

情報伝達用具 消火用具	ハンドマイク	救出・障害物 除去用具	バール・ジャッキ	救出・障害物 除去用具	大ハンマー
	携帯無線機		折り畳み梯子		片手ハンマー
	街頭用消火器		のこぎり、チェーンソー		ロープ
	消火器格納庫		掛矢		ゴムボート
	バケツ、砂袋		斧	給食・給食用 具	釜（釜戸付）
	可搬式ポンプ		スコップ		鍋
救護用具	担架（車付き）	救出・障害物 除去用具	つるはし	給食・給食用 具	受水槽（1 t）
	救急セット		ろ水器		
	毛布		鋤		その他
避難用具	強カライト	もっこ、石み	ビニールシート		
	標旗・腕章	なた	井戸用ポンプ		
	ロープ200m	ペンチ	リヤカー		
	小型発電機	鉄線ばさみ	燃料缶		

9 研修の実施

(1) 自主防災組織リーダー研修会

町は、県及びその他の防災関係機関等と連携して、自主防災組織のリーダーを中心とした研修を実施し、防災上の知識・技術の向上を図ることにより、自主防災組織の活動を充実するものとする。

(2) 各種団体における防災研修

町は、県と連携して、地域に根ざした各種の団体（老人クラブ、女性団体等）に対して、その構成員が自主防災組織のリーダーとして活動できるよう、防災に関する研修活動等に努めるよう指導するものとする。

10 消防団及び駐在所との連携強化

町及び警察は、連携して自主防災組織と地域防災情報拠点である消防団、交番及び駐在所との連携強化に努め、迅速、的確な自主防災活動を推進するとともに、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、自主防災組織と女性防火クラブ、少年消防クラブ等他の自主的な防災組織との連携強化を図るものとする。

11 その他の（「地域」を基準としない）自主防災組織

(1) 施設、事業所等の自衛消防組織等

町は、施設、事業所等の自衛消防組織の整備・充実を推進する。また、自主防災組織と自衛消

防組織との連携強化を図るものとする。

施設、事業所においては、組織的な防災活動を行い、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域の一員として、被害の防止又は、軽減に努めるものとする。

(2) 建設防災支援隊

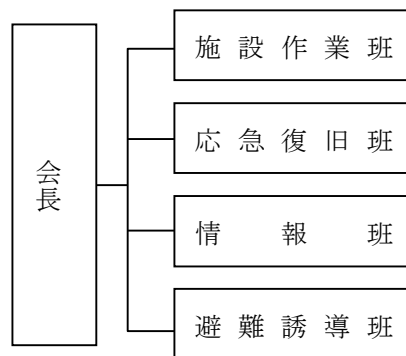
ア 地域の建設事業者は、町が災害応急対策を実施する場合には、建設機械、資材、労力等を確保し、被災現場へ赴き、自主防災組織、警察、消防、その他の行政機関と連携し、倒壊家屋等からの被災者の救出を支援する。

イ 被災者救出支援に緊急を要するとき、又は災害により通信連絡が不能となり、町が要請できないときには、建設防災支援隊の判断により被災者救出支援を行う。

ウ 農業用ダム、ため池の自主防災組織

町、土地改良区、受益者及び住民は、農業用ダム等の損傷に伴う二次災害を防止するため、自主防災組織を設立し、必要な措置、下流住民の誘導等を行うものとする。

【組織（例）】



第13節 必需物資の確保対策

関係機関：企画調整課 建設課 上下水道課 産業課

大規模な災害が発生した直後の住民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品及び防災資機材等の備蓄並びに調達体制を整備するものとする。

1 住民による個人備蓄の広報

災害発生後は、行政側の対応も混乱が予想されるため、発生後約3日分の生活に必要な食料・物品等は個人においても備蓄するものとし、町は、町広報誌等に災害時の備え等に関する防災記事を掲載するなど住民に対して備蓄の推進に努める。

また、自主防災組織を育成するに当たって、各戸での必要量の備蓄を推進し災害時には互いに備蓄品を提供し合うなど相互協力に努めるものとする。

2 町における対応

現在町では、資料編に掲げるとおり、食料、毛布等を備蓄しているが、順次整備の充実を図るものとする。

(1) 公共備蓄の基準

町が公共備蓄すべきものは、次のとおりとする。

- ア 緊急に必要なもの
- イ 業者の在庫から調達が困難なもの
- ウ 流通在庫の不足量を補完するためのもの

(2) 備蓄物資と各機関における役割分担

町は、次のとおり県との役割分担を図り、効率的な備蓄を行うものとする。

- ア 町一水、食料、生活必需品等災害発生後直ちに必要なもの
 - 救急・救助活動資機材等緊急性の高いもの及び使用頻度の高いもの
- イ 県一使用頻度は低いが、あると便利なもので高価なもの

(3) 集中備蓄と分散備蓄

ア 備蓄は、集中備蓄と分散備蓄とに区分するものとする。

- (ア) 集中備蓄は、大型で数量が少なく、緊急性を有しないものを対象とし、防災倉庫（防災拠点）等を備蓄場所とし、近隣市町との共同備蓄も考慮する。
- (イ) 分散備蓄は、大量で、災害発生後直ちに必要となるもの又は分散して備蓄しないと危険なもの（炊飯用燃料等）を対象とし、各避難所等を備蓄場所とする。

イ 備蓄は、流通備蓄（流通在庫調達）を原則とする。

備蓄経費の節減を図るため、公共備蓄すべきもの以外は流通在庫により、食料、生活必需品等の確保を図り、農業協同組合、商工会、業者等と協定を締結するなど調達体制の整備を図るものとする。

資料編 ・ 垂井町防災倉庫生活備蓄品在庫一覧表（物品類）

3 食料及び生活必需品の確保

町は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料及び生活必需品を確保、供給するため、あらかじめ次の措置を講ずるものとする。民間事業者に委託可能な緊急物資の管理・輸送等の業務は、協定を締結しておくなどの協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力を活用するものとする。

- (1) 確保すべき品目、数量の把握（要配慮者等のニーズを十分把握）
- (2) 町内における緊急物資流通在庫調査
- (3) 緊急物資調達に関する機関、業者との調達協定の締結
- (4) 緊急物資調達に関する相互応援協定の締結
- (5) 公共備蓄すべき物資の備蓄
- (6) 緊急物資の集積場所の指定
- (7) 住民、事業所等に対する緊急物資確保の啓発、指導
- (8) 炊き出し要請先リストの作成

緊急食料及び生活必需品の調達・備蓄計画の内容

- ① 確保すべき品目、数量（要配慮者等に留意のこと。）
- ② 流通在庫の定期的調査
- ③ 緊急物資調達に関する機関、業者との調達協定の締結
- ④ 緊急物資調達を含む相互応援協定の締結
- ⑤ 調達体制
- ⑥ 緊急輸送体制（輸送方法、輸送経路等）
- ⑦ 備蓄物資の品目、数量、備蓄場所
- ⑧ 配分計画

4 飲料水の確保

本町は、上水道と簡易水道により安定的な飲料水の供給を行っているが、災害が発生した場合の応急飲料水を確保するため、あらかじめ次の措置を講じるものとする。

- (1) 「災害時における応急給水及び上水道施設応急復旧に関する協定H16.6.11」に基づく垂井町水道組合との応援協力体制の確認
- (2) 「岐阜県水道災害相互応援協定H9.4.1」に基づく他の水道事業者からの応急給水計画等の作成
- (3) 応急給水用資機材等の整備
 - ア 車載用給水タンク、仮設給水栓
 - イ 浄水装置、非常用飲料水袋
- (4) 湧き水、井戸水等の把握
- (5) 復旧資材の備蓄
- (6) 住民、事業所等に対する貯水、応援給水について指導

応急給水計画の内容

- ① 臨時給水設置場所の指定、その周知方法
- ② 臨時給水所運営体制（本部・現地）、通信連絡体制
- ③ 応急給水用資機材の確保方法

資料編・災害時における応急給水及び上水道施設応急復旧に関する協定
岐阜県水道災害相互応援協定

5 防災資機材の確保

- (1) 防災活動上の資機材、救助活動上の資機材等の備蓄

町は、次のとおり県との役割分担を図り、効率的な備蓄を行うものとする。

- ア 町一情報通信機器及び防災・救助活動用資機材
- イ 県一防災・救助活動用資機材のうち高価なもの

- (2) 業者等との協力体制

町は、重機類の確保及び要員の借上げ等のため、建設業者等との協力体制を整備するものとする。

- (3) 地域における防災資機材の整備

町は、自主防災組織が、迅速かつ効果的な救出・救助活動が行えるよう、防災資機材倉庫の設置、防災資機材の整備に努めるものとする。

6 住民に対する指導

住民は、次のとおり災害が発生した場合の緊急物資の確保に努めるものとする。

- (1) 3日間程度最低生活を確保できる緊急物資の備蓄（乳幼児、高齢者等の家族構成に配慮）
- (2) (1)のうち、2～3日程度の食料、防災用品等非常持出品の準備
- (3) 1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の3日分を目標とする貯水（貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。貯水容器は、衛生的で安全性が高く、水漏れ、破損しないものとする。）
- (4) 自治会、自主防災組織等による共同備蓄の推進並びに給水体制の整備及び資機材の整備（浄水器、ポリタンク、ポリ袋等）の検討

第14節 防災通信設備等の整備

関係機関：企画調整課

超広域・大規模災害発生時には、通信機器の損傷、輻輳等により、通信の断絶、混乱は必至であり、情報の収集、伝達の遅れは災害応急対策活動の遅れにつながるものである。災害時の情報通信体制の信頼性を高めるため、地上系通信・移動系通信によるシステムの推進・整備を図る。

1 本町の通信施設の現況

本町の通信施設については、整備計画を樹立し、これに基づき整備を推進するとともに万一これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め、通信連絡機能の維持を図る。

本町において利用可能な通信施設及び関係機関との連絡方法は、次のとおりである

(1) 利用可能な通信施設

- ア 岐阜県防災行政無線
- イ 垂井町防災行政無線
- ウ 一般加入電話（災害時優先電話を含む。）
- エ 携帯電話
- オ インターネット
- カ 電子メール

(2) 関係機関との連絡方法

町 ↔ 県	県防災行政無線、電話、インターネット
町 ↔ 垂井警察署	県防災相互通信用無線、電話
町 ↔ 不破消防組合東消防署	県防災行政無線、町防災行政無線（同報系・移動系）、電話、電子メール
町 ↔ 垂井町消防団	町防災行政無線（同報系・移動系）、電話、広報車、電子メール
町 → 住民	町防災行政無線（同報系）、電話、広報車、インターネット、電子メール
町 ↔ 公共機関	電話（ホットライン）

2 通信施設

(1) 垂井町防災行政無線

垂井町防災行政無線の整備状況は、資料編に掲載のとおりである。

町は、町本部、各集落、防災関係機関及び災害現場等を結ぶ防災行政無線並びに指定避難所等を結ぶパソコン通信網の整備・拡充とその運用の習熟に努めるものとする。

資料編・町防災行政無線の整備状況

(2) 岐阜県防災行政無線

県は、県防災・情報通信システム（平成7年4月供用開始）により、県本部、県支部、市町村、国や他の都道府県の関係機関、その他防災関係機関及び災害現場等との間の通信を確保している。

ア 衛星通信回線システム

(7) 構成

衛星通信回線 (地域衛星通信ネットワーク)	市町村、消防本部、各総合庁舎、古川土木事務所、衛星車載局
--------------------------	------------------------------

(i) 機能（特徴）

- ・市町村、消防本部等全端末局とFAX通信可能
- ・通話中の回線を切ることなく一斉指令可能

イ バックアップ機能の確保

衛星通信回線のバックアップ回線としての専用有線回線の設置（2ルート化）

3 防災相互通信用無線の整備

町、県及び防災関係機関は、災害現場において、相互の連絡を密にし、災害応急対策を緊急かつ円滑に推進するため、防災相互通信用無線の整備に努めるものとする。

町は、不破消防組合、消防団相互間の連絡を密にするため消防無線の共通波を備えた無線局を整備するよう努めるものとする。

4 非常時の通信体制の整備

町及び防災関係機関は、災害時に、加入電話や自己の所有する無線通信施設等が利用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、東海地方非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の総点検、非常通信の円滑な運用に努めるものとする。

※非常通信（電波法第52条）

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

5 その他通信網

町及び県は、通信の途絶を回避するため、次の通信手段の確保に努めるものとする。

(1) 移動体通信（衛星携帯電話等）

移動体通信のサービス未提供地域の解消に向け、関係機関と連携を図り、整備促進に努めるものとする。

(2) アマチュア無線

社団法人日本アマチュア無線連盟岐阜県支部と県との災害時応援協定により、アマチュア無線

の協力を得て情報の収集、伝達体制を整備に努めるものとする。

(3) インターネット等

被災情報、支援情報等をインターネット等により提供する体制の整備に努めるものとする。

(4) タクシー無線

東海自動車無線協会等の協力を得て、タクシー無線による情報の収集体制の整備に努めるものとする。

6 その他通信システムを作動させるための人的・物的備え

町及び防災関係機関は、非常電源設備及び要員の緊急体制等を多重的に整備に努めるものとする。

7 災害現場からの情報収集

町は、あらかじめ、災害現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、災害現場情報等の収集に努めるものとする。

8 情報収集・連絡システム

町及び県は、画像監視カメラ、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等、情報収集や連絡のシステムの整備に努め、伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

9 災害時優先電話の周知徹底

町は、災害発生時に町内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、資料編に掲載のとおり、あらかじめNTT西日本に災害時優先電話を登録している。

町は、平素から次の措置を行い、職員に周知を図るものとする。

- ・「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ・災害時には、当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

資料編・災害時優先電話一覧

第15節 避難対策

関係機関：各課共通

災害が発生し、又は発生するおそれのある区域の住民等は、速やかに安全な場所に避難することが何よりも大切であり、安全、迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測され、質的にも、量的にも整備された避難所を確保しておくことが必要であるため、避難路の安全を確保し、避難誘導体制を整備するとともに、避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。

1 避難計画の策定

町は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。

学校、病院、工場、社会福祉施設その他防災上重要な施設の管理者は、避難誘導に係る計画を策定し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。【例】災害発生時対応（開館時間内体制）マニュアル：タリピアセンター

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

2 行政区域を越えた広域避難の調整

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

町は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。また、訪日外国人旅行者等、避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制の整備に努めるものとする。

3 指定緊急避難場所・指定避難所等

町は、公共施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、あらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(1) 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、被災が想定されない安全区域内に立地するオープンスペース等であって、災害発生時に迅速に安全を確保し、避難場所へ移送を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定するものとする。

(2) 指定避難所の指定

指定避難所については、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や住民等の関係者と調整を図るものとする。

町は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備を図るほか、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。

町は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

(3) 広域避難場所の整備

町は、主として地震火災が延焼拡大した場合の避難場所として、あらかじめ広域避難場所を確保・指定し、住民に周知する。広域避難場所における避難者の安全を図るため、次のとおり施設整備を図る。

ア 周囲に防火帯となる樹木の植栽を推進する。

イ 消防用水、飲料水等の水利の確保を図るため、池、プール、貯水槽等の整備を図る。

ウ 負傷者等の応急救護が円滑に行えるよう救護所となり得る建築物の確保を図る。

広域避難場所の選定基準

- ① 広域避難場所の面積は、概ね10ヘクタール以上の空き地とする。
- ② 広域避難場所における避難民1人当りの必要面積は、概ね2平方メートル以上とする。
- ③ 広域避難場所は要避難地区のすべて住民を収容できるよう配置する。
- ④ 広域避難場所内の木造建築物の割合は総面積の2%未満であり、かつ散在していなければならない。
- ⑤ 広域避難場所は、大規模なげんげれや浸水などの危険がないところとする。
- ⑥ 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300メートル以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200メートル以上、耐火建築物からは50メートル以上離れていること。

広域避難場所を指定した町は、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識を設置し、平素から関係住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておくものとする。

(4) 一時避難場所の設定

本町における避難所は、資料編に掲載のとおりであるが、自治会等においては、集団による避難を行うため、地区ごとに一時的に集合する場所を指定するなど、実状を織り込んだ計画の策定を図る。

(5) 避難所運営マニュアルの策定

町は、避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定するものとする。

《避難所運営マニュアルの内容》

- ① 避難所開設・管理責任者
- ② 避難者の自治組織（代表者、意思決定手続き等）に係る事項
- ③ 避難所生活の基本的ルール
 - ・居住区画の設定・配分
 - ・共同生活上のルール（トイレ・ゴミ処理等）
 - ・プライバシーの保護等
- ④ 避難状況の確認方法
- ⑤ 避難者に対する情報伝達、避難者からの要望等の集約
- ⑥ その他避難所生活に必要な事項
- ⑦ 平常体制復帰のための対策

(6) 避難所開設状況の伝達

町は、避難所が開設されていることを住民に伝達する手法については防災行政無線、広報車、インターネット等によるものとする。

4 避難路及び避難先の指定

町は、避難路及び避難先をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

広域道路の選定基準

- ① 概ね8メートル以上の幅員とする。
- ② 相互に交差しないものとする。
- ③ 道路沿いには、火災、爆発等の危険がある大きな工場等がないよう配慮する。
- ④ アーケードのない道路とし、窓ガラス、看板等の落下物も考慮する。
- ⑤ 地盤が比較的強固で、浸水等の危険のない道路であること。
- ⑥ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。
- ⑦ 複数の道路を選定するなど周辺地域の状況を勘案して行う。

5 避難準備情報、避難勧告、避難指示等の基準の策定

町は、避難準備情報、避難勧告、避難指示等について、国及び県等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努めるものとする。

また、気象警報、避難勧告等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくとともに、町長不在時における避難勧告、避難指示等の発令について、その判断に遅れを生じることがないように体制等を整備するよう努めるものとする。

6 避難勧告等の助言にかかる連絡体制

町は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

7 浸水想定区域における避難確保のための措置

浸水想定区域に指定された場合は、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。内容については、本章第5節「水害予防対策」に拠るものとする。

8 土砂災害等に対する住民の警戒避難体制

町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準を土砂災害警戒情報等を用いてあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努めるものとする。このうち、避難勧告等の発令基準として、土砂災害警戒情報の発表を位置づけるものとする。内容については、本章第21節「砂防対策」に拠るものとする。

9 避難に関する広報

町は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所、指定避難場所、災害危険地域等を明示した防災マップや（土砂災害）ハザードマップ、広報誌、PR紙等を活用して広報活動を実施に努めるものとする。

10 帰宅困難者対策

町においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等を推進するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促し、大規模な集客施設等の管理者に対しては、利用者の誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策に努めるものとする。

資料編・指定避難所・指定緊急避難場所一覧

第16節 要配慮者・避難行動要支援者対策

関係機関：企画調整課 健康福祉課 消防団

近年の災害においては、障がい者、高齢者、乳幼児、重篤な傷病者、妊婦、外国人等の要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多くなっており、今後、高齢化によって要配慮者は益々増加することが予想される。町及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、関係団体、住民等の協力を得て、要配慮の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を調整する。

1 地域ぐるみの支援体制づくり

町は、「垂井町避難行動要支援者避難行動支援計画（以下、本節において町支援計画という。）」において、避難行動要支援者の適切な避難誘導と、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

町は、町支援計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

避難行動要支援者名簿の作成については、以下のとおりとする。

(1) 避難支援等関係者となる者

次の者を避難支援等関係者とする。

- ア 自治会
- イ 自主防災組織
- ウ 民生委員・児童委員
- エ 町社会福祉協議会
- オ 不破消防組合
- カ 垂井警察署
- キ その他の避難支援等の実施に関わる関係者

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち、次の要件に該当する者とする。

- ア ひとり暮らしの高齢者（65歳以上）
- イ 高齢者のみの世帯（65歳以上）
- ウ 要介護認定者（要介護3以上）
- エ 身体障害者手帳交付者（1・2級）
- オ 療育手帳交付者
- カ 精神障害者保健福祉手帳交付者（1級）
- キ 地域が災害発生時に支援が必要と認められた者
- ク その他、自ら支援を希望し個人情報を提供することに同意した者

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法は次のとおりとする。

ア 名簿に記載する個人情報

(ア) 氏名

(イ) 生年月日

(ウ) 性別

(エ) 住所又は居所

(オ) 電話番号その他連絡先

(カ) 避難支援等を必要とする事由

(キ) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に際し町長が必要と定める事項

イ 個人情報の入手方法

(ア) 町は、避難行動要支援者名簿の作成にあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するものとする。

なお、情報の集約に際しては、要介護状態別区分や障がい種別、支援区分別に把握する。

(イ) 難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が名簿作成に必要な場合は、県知事その他の者に対して、情報提供を求めるものとする。

(4) 名簿の更新に関する事項

町は、避難行動要支援者の移動などの情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を少なくとも年に1度更新し、名簿の情報を最新の状態に保つものとする。

(5) 名簿提供に際し情報漏えいを防止するための措置

町は、避難行動要支援者名簿の提供に際しての情報漏えいを防止するため、避難支援等関係者に次の措置を講ずるものとする。

ア 避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。

イ 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共用、利用されないように努めるものとする。

ウ 災対策に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明するものとする。

エ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。

オ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体の内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導するものとする。

(6) 円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

町が避難行動要支援者の円滑な避難のための立退きが行えるよう、次のとおりの配慮を行うものとする。

ア 避難準備情報等の伝達

避難行動要支援者が避難を開始する目安となる避難準備情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難にあたって重要な情報である。

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、

- ・高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること
- ・同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
- ・高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと

など、その情報伝達について、特に配慮するものとする。

イ 多様な手段の活用による情報伝達の実施

町は、緊急かつ着実な情報伝達が行えるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせて情報伝達を実施するものとする。

また、避難行動要支援者の中には、避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができる者もいる。多様な情報伝達的手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、町は、多様な情報伝達の手段の確保に努めるものとする。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行うものとする。

(7) 避難支援等関係者への安全確保

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、町等は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮することとし、内容については町支援計画に拠るものとする。

2 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

(1) 町

町は、地域における要配慮者の支援に向けて、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、住民、要配慮者等を対象に防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるものとする。特に、ひとり暮らし高齢者等に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため防災知識の普及・啓発に努める。

(2) 施設等管理者

施設等管理者は、職員、入所者等に対し、要配慮者を災害から守るため、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、防災訓練、防災教育等を行うものとする。特に、職員が手薄になる夜間に対応する訓練を充実する。

(3) 各自治会

各自治会等（自主防災組織）は当該地域で援助すべき世帯等を明確にしておき、訓練の際には要配慮者を重点項目として設定する。

3 施設、設備等の整備

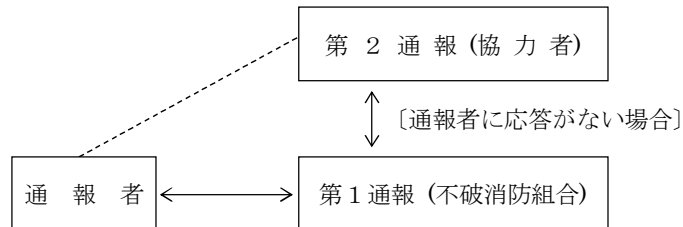
(1) 町

町は、要配慮者自身の災害対応能力に配慮した緊急通報システム、要配慮者の所在等を把握した防災マップシステム及び要配慮者への情報提供設備の導入及び普及を図る。また、要配慮者に配慮した避難場所、避難路等の防災施設の整備を図り、地域ぐるみの避難誘導體制の確立を図るものとする。

要配慮者関連施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するなど、災害に対する安全性の向上を図るとともに、災害時に社会福祉施設等において、一定程度の要介護者等を受入れ可能となるように体制整備に努めるものとする。また、社会福祉施設等との情報収集、伝達体制の確立に努めるものとする。

なお、町には、65歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に緊急通報システムが導入されているが、災害時におけるひとり暮らし高齢者等の安全確保を図るため、なお一層の整備、拡充の促進を図るものとする。

本町の通信体制は次のとおりである。



(2) 施設等管理者

施設等管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努めるものとする。

4 町における措置

(1) 避難行動要支援者の状況把握

町は、日頃から居住地、電話番号、家族構成、保健福祉サービスの提供状況、連絡先、安否の確認方法、生活環境等について詳細情報の把握に努めるものとする。特にひとり暮らしの避難行動要支援者については、町社会福祉協議会と連携・協力し、生活環境の災害危険度チェック（家屋の倒壊危険度と居住場所との関係、家具の転倒防止措置等）を行う。

5 人材の確保とボランティア活用

(1) 町及び県

町及び県は、要配慮者の支援にあたり、避難所等での介護者等の確保を図るため、平常時よりヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。また、ボランティアの活用を図るため、その活動の支援に努めるものとする。

(2) 施設等管理者

施設等管理者においては、平常時よりボランティア受入れ等に積極的に取り組み、災害時のマンパワー確保に努めるものとする。

6 社会福祉施設等との災害時における情報収集・伝達体制の確立

町は、災害時における社会福祉施設や外国人が利用する施設との間で、災害発生時の災害情報や被災情報の伝達体制、避難所・避難路・案内板の確認、学校職員・生徒の防災知識の普及・啓発、通訳・翻訳ボランティアの確保等について把握・確認を行い、災害時における速やかな応急対策がとれるよう連携に努めるものとする。

7 外国人等に対する防災対策

町及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

- (1) 避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進
- (2) 地域全体で要配慮者への支援システムや救助体制を整備
- (3) 多言語による防災知識の普及活動を推進
- (4) 外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及
- (5) 多言語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布

一般対策計画
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
地震対策計画
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
原子力災害対策計画
第1章
第2章
第3章
第4章

第17節 ボランティア活動の環境整備

関係機関：企画調整課 健康福祉課

災害発生時におけるボランティア活動の必要性・重要性から、町は、ボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備を図る必要がある。そのため町は、日本赤十字社岐阜県支部、町及び県の社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、ボランティアの登録養成を行い、数の確保と質の向上を図るとともに、活動の調整機能を整備し迅速かつ円滑な活動に資するものとする。

1 ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、町及び県社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びに各種ボランティア団体との連携の下に、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。その際、ボランティアの活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するものとする。

2 ボランティアの組織化推進

町社会福祉協議会は、垂井町赤十字奉仕団をはじめとする地域福祉活動に関係する団体による連絡会を設置し、ボランティアを尊重した組織化を推進する。

3 災害救援ボランティアの登録

町社会福祉協議会は、災害救援ボランティアの登録受付を行うものとする。町及び県は、町及び県の社会福祉協議会が行う、迅速かつ円滑な災害救援ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりについて、指導及び支援を行う。また、ボランティアの登録状況について把握しておくものとする。

町社会福祉協議会は、次の要領で災害救援ボランティアの登録受付を行い、日常から福祉ボランティアとして活動している者に対し、災害時にもボランティアとして活動してもらえるように依頼して順次登録体制を整備する。

(1) 対象者

- ア 18歳以上で災害救援ボランティア活動が可能なる者
- イ 15歳以上18歳未満で次の条件を満たす者
 - (ア) グループの活動であること。
 - (イ) グループに20歳以上の指導者がいること。
 - (ウ) 原則として県内の活動に限ること。
- ウ 災害救援活動を希望するグループ又は団体

(2) 登録後の活動要請

次の場合に県社会福祉協議会からボランティア活動を要請する。

- ア 災害が発生し、関係機関から派遣の要請があった場合

イ 災害が発生し、災害救援ボランティア活動が必要と認められる場合

4 ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンターの設置と運営

町は、町社会福祉協議会の実施するボランティアセンターの設置について指導及び支援を行う。

町社会福祉協議会は、ボランティアセンターを設置・運営し、広報啓発活動、情報収集活動等を行い、災害ボランティアコーディネーターの活動及び町内外から訪れた災害ボランティアの救助活動を統括する。

(2) ボランティアコーディネーターの育成

町は、町社会福祉協議会が実施するボランティアコーディネーターの育成について指導及び支援を行うものとする。

町社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターを育成し、登録の要請に努めるものとする。

5 ボランティア活動拠点の整備

町の社会福祉協議会は、災害救援ボランティア活動の拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の整備を図るものとする。

第18節 広域応援体制の整備

関係機関：企画調整課 不破消防組合

大規模災害発生時において、一地域の防災関係機関だけでは対応が不十分となることが考えられ、速やかに災害対策活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け、または支援をすることができるよう、地域防災計画等に支援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとする。

1 広域応援体制の整備

(1) 広域消防相互応援協定

県内市町村は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき消防に関し相互の応援をするため「岐阜県広域消防相互応援協定H3.3.11」を締結している。

(2) 県広域防災相互応援体制

県は、災対法第67条の規定に基づき、災害発生時の応急措置に関し他の市町村の応援を要求できるが、要求に基づかない自主的な相互応援体制を整備するため、県内全市町村による「災害時相互応援協定」を締結している。

2 県外の市町村との相互応援協定の締結

町は、必要に応じ、県外の近隣市町村又は友好市町村との相互応援協定の締結に努めるものとする。

3 その他の応援体制

(1) 緊急消防援助体制

町及び県は、大規模災害又は特殊災害の発生時に消防の広域応援等を行う緊急消防援助隊について、その要請及び活動等が円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。

(2) 警察災害派遣隊

警察は、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣態勢の整備を図るものとする。

(3) 広域航空消防応援

町及び県は、大規模特殊災害が発生した場合において行う広域航空消防応援について、円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。消防組織法第44条の規定に基づき、他の都道府県の市町村にヘリコプターを用いた消防に関する応援要請を行うときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」によるものとする。

第19節 医療救護体制の整備

関係機関：企画調整課 健康福祉課

大規模な災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を迅速に提供し、人命の安全を確保するため、災害医療救護（助産を含む。以下同じ。）体制を確立する。

1 地震災害等医療救護計画の策定

町は、地域の医療機関等の協力の下に、医療救護体制を確立するため、医療救護活動のための計画及びマニュアルを作成に努めるとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護や医療救護班等の活動支援などについて、自主救護体制の確立に努めるものとする。

2 救護所・救護病院の整備

町は、傷病者を処置、収容等を行う施設として救護所及び救護病院の整備に努めるものとする。

3 効率的な医療を確保するための研修

医療機関は、効率的な医療を確保するため、トリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研修を実施するものとする。

4 医療品等の確保体制の確立

町及び岐阜県赤十字血液センターは次のとおり医療品等の確保体制の確立に努めるものとする。

- (1) 救急医療品、医療用資機材の備蓄、調達体制の整備、在庫量の把握
- (2) 医療用血液の備蓄（岐阜県赤十字血液センター）、輸送体制の確保、献血促進

5 広域搬送拠点の整備

町は地域の実状に応じて、広域医療搬送拠点として使用することが適当な施設を抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。

6 トリアージ知識の普及・啓発

災害時には、重傷病者より治療に当たる必要があるため、負傷程度の判定を行うことが重要である。したがって、町内医療機関及び医師会と協力してトリアージ技術の習得及びその体制の整備に努める。

《トリアージの基準例》

優先度	処置	色別	疾病状況	診断
1	最優先	赤	生命、四肢の危機的状態で直ちに処置の必要なもの	気道閉鎖又は呼吸困難、重症熱傷、心外傷、大出血又は止血困難、開放性胸部外傷、ショック
2	待機	黄	2～3時間処置を遅らせても悪化しない程度のもの	熱傷、多発又は大骨折、脊髄損傷、合併症のない頭部外傷
3	保留	緑	軽度外傷、通院加療が可能程度のもの	小骨折・外傷、小範囲熱傷（体表面積の10%以内）で気道の熱傷を含まないもの、精神症状を呈するもの
4	死亡	黒	生命兆候のないもの	死亡又は明らかに生存の可能性がないもの

第20節 防疫対策

関係機関：企画調整課 住民課 上下水道課

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とその蔓延の危険性が増大することから、防疫活動の徹底が必要であり、的確・迅速な防疫活動を行うための体制を確立する。

1 防疫体制の確立

町及び県は、災害時における防疫体制の確立を図るものとする。

2 防疫用薬剤等の備蓄

町及び県は、防疫用薬剤及び資機材について備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図るものとする。

3 感染症患者に対する医療提供体制の確立

町及び県は、感染症患者又は保菌者の発生に備え、県内の感染症指定医療機関等の診療体制の確保に努め、患者の搬送体制の確立を図るものとする。

第21節 砂防対策

関係機関：企画調整課 建設課

荒廃した山地、溪流からの集中豪雨等による土石流、土砂流出、同じく急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命や財産を守るため、土砂災害が発生した箇所や土砂災害の危険性が極めて高い箇所の対策をはじめ、要配慮者関連施設が立地する箇所及び避難所や避難路が立地する箇所での対策を重点的に実施する。

1 砂防対策

(1) 砂防事業の推進

町及び県は、山腹崩壊等により土石流が発生した際の下流周辺人家への被害軽減及び溪床の安定を図るため、河川改修と一体になって整備を要する重要な水系に係る溪流、土石流危険溪流、都市周辺地区、人家密集地区及び市街地の進展の著しい地区に係る溪流等を重点に、砂防法（明治33年法律第29号）に基づき砂防指定地を指定し、砂防施設（砂防堰堤、護岸工事）の整備を実施するものとする。

(2) 地すべり対策事業の推進

町及び県は、地すべり崩壊による被害を除却、又は軽減するため、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり防止区域を指定し、当該地すべり防止区域に係る地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、都市周辺地区、人家密集区域及び下流域への影響の大きい地区を重点に、地すべりを助長又は誘発する原因、構造及び規模に応じ、対策工事を実施するものとする。

(3) 急傾斜地崩壊対策事業の推進

町及び県は、急傾斜地（傾斜角30度以上、がけ高5m以上）の崩壊による被害を軽減するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域を指定し、一定行為の制限を行うとともに、必要な箇所については対策工事を実施するものとする。

2 土砂流出防止対策

(1) 措置命令、停止命令等

町は、土、岩石等の採取及び宅地造成等の事業場において、異常気象等により土砂の流出、崩壊等災害の発生のおそれがあるときは、直ちに必要な措置命令、停止命令等を発し、災害を未然に防止する。

3 土砂災害防止対策

町は県と連携して、土砂災害（土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり）から住民の生命を守るため、土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定し、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅

の移転促進等のソフト対策を推進する。

土砂災害警戒区域等指定後の具体的な土砂災害予防対策は、次によるものとする。

(1) 土砂災害警戒区域での施策（土砂災害特別警戒区域を含む。）

ア 土砂災害防止法に関する基礎調査結果の公表

県は、土砂災害防止法に基づく警戒区域等の基礎調査が終わった段階で、基礎調査結果を県ホームページ（土砂災害警戒情報ポータル）を活用し公表していくこととしており、町はホームページ等を活用し、公表結果の周知に協力するものとする。

イ 警戒避難体制の整備

(7) 情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達

町は、住民等に確実に情報が伝わるよう、防災行政無線、広報車、メール、インターネット、電話等の多様な手段を用いて伝達することとする。また、住民等に伝達手段をあらかじめ周知しておくこととする。

(i) 避難場所及び避難経路

避難場所については、土砂災害に対する安全性が確保された場所とし、土砂災害警戒区域外で避難場所を選定することを基本とする。避難経路についても、土砂災害の危険性等、避難経路として適さない区間を明示することや、土石流等のおそれがある区間から避難する際の避難方向を示すなど、地域の実状に応じた避難経路の選定を行うものとする。

(ii) 避難訓練

土砂災害の避難訓練については、毎年1回以上実施することを基本とする。

避難訓練の内容については、ハザードマップ等を活用するとともに、土石流が流れてくると予想される区域や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難するなど、実践的な避難訓練となるよう工夫し、広く住民の参加が得られるよう努めるものとする。

ウ 危険区域の周知

町は、土砂災害警戒区域等の関係図書を一般に縦覧するとともに、土砂災害ハザードマップ等の配布や説明会を開催することにより警戒避難に関する事項の周知を行うものとする。

エ 避難勧告等の解除の際の助言

町は、避難勧告を解除しようとする場合において、必要があると認めるときには、県知事に対し、助言を求めることができるものとする。

資料編・土砂災害ハザードマップ

第22節 農地防災対策

関係機関：企画調整課 産業課

農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

1 たん水防除事業

町及び県は、昭和36年6月の梅雨前線豪雨による内水被害を契機にたん水防除事業が制度化され、既設排水機場も含め県内の農業用排水機場にて、事業の実施を行ってきており、今後においても、緊急度の高いものから、順次、新設・改修して行くとともに集中排水管理システムの整備も推進して行くものとする。

2 防災ダム事業

町及び県は、農地を主とする地域の洪水による被害を未然に防止するために必要な洪水調整ダム及びその関連施設の新設又は改修を行い、洪水の調整を行ってきており、今後においても、防災ダム事業必要地区を調査するとともに、強化する必要がある等、緊急度の高いものから順次事業を行うものとする。

3 老朽ため池整備事業

町は、農業用ため池(災害防止用のダムを含む。)等が築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化等による決壊漏水等に伴う農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防止するため、ため池堤体及びその他施設の新設、改修を緊急度の高いものから順次実施するものとする。

町及び県は、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。

4 その他防災事業

町は、風水害等によって土砂崩壊の危険を生じた箇所においては、農用地及び農業用施設の災害を防止するために土砂崩壊防止工事を、急傾斜地で耕土の流失による被害を受けるおそれのあるところには農地保全事業を、地すべり地帯においては地すべり防止事業を実施するものとする。

第23節 都市災害対策

関係機関：企画調整課 建設課 上下水道課

1 都市計画

合理的かつ秩序ある土地利用計画を確立するとともに、道路等交通施設、公園緑地等の公共空地、下水道等の都市施設は、火災、風水害等の防災面に重点をおいて都市計画事業の推進に努めるものとする。

(1) 土地区画整理

町は、市街化区域内の未整理地域において、土地区画整理事業を実施し、道路、公園、上下水道等を整理して、計画的な市街化を図るものとする。

(2) 町内道路の整備

町は、道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時においては緊急輸送道路及び避難路としての機能を確保するものとする。

(3) 公園緑地の整備

町は、主に市街地の公園緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ、公園緑地の拡充整備を図る。また、施設面で外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大防止及び災害時の避難地、被災者の収容地として、災害の防止並びに復旧に対処するものとする。

(4) 防火地域等の指定

町は、家屋密集地帯で災害の危険性のある区域について、防火地域及び準防火地域の指定・拡大を図り、地域内の建築基準法による建築物の防災性能を強化するものとする。

(5) 建築基準法第22条の区域指定

町は県と協議し、防火地域及び準防火地域以外の地域で災害の危険性のある地域について、建築物の屋根を不燃材料で造り又は葺くように建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき、区域の指定を行い、建築物の防災化に努める。

(6) 公営住宅の不燃化

町は、県及び関係機関と連携し、町内に建設する公営住宅について、原則として不燃構造とするよう努めるものとする。

2 都市排水対策

市街地の浸水解除を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、都市下水路事業の排水施設整備事業を推進する。

(1) 都市下水路事業

町は、都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、下水路の新設又は改修を行い、被害を未然に防止する。また、必要に応じて調整池等を設ける。

第24節 ライフライン施設対策

関係機関：総務課 企画調整課 健康福祉課 住民課 上下水道課 教育委員会

ライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであることから、災害発生時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずる。

1 水道施設

町は、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、水道施設の整備等に努めるものとする。

(1) 水道水源の多元化による災害時における水道水の安定確保

(2) 浄水場施設等の耐震化等

ア 取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化

イ 緊急時給水拠点としての配水池等の整備推進を行う。貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁等を設置

(3) 管路施設の整備

ア 導・送・配水本管等、基幹管路の耐震性の強化のため老朽管の敷設替え、耐震性の高い管の採用

イ 配水系統の相互連絡は2以上の配水系統を有する水道施設及び2以上の水道施設間の幹線で相互連絡管の整備

(4) 電力設備の確保

主要な水道設備の電力供給については、長時間停電を考慮した自家発電設備の整備

(5) 緊急時給水拠点の設定

緊急時に応急給水を行う場所をあらかじめ設定する。

(6) 資機材の備蓄等

ア 復旧工事用資材の備蓄及び調達（製造業者と優先調達に関する契約締結）

イ 応急給水用器材の備蓄、車載用給水タンク等の整備を行う。

(7) 広域的相互応援体制の整備

「岐阜県水道災害相互応援協定」に基づき、応援体制、受入れ体制を整備する。

2 下水道施設

町は、災害発生時の下水道施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策に努めるものとする。

(1) 下水道施設点検の定期的実施による危険箇所の把握

(2) 下水道施設設備の耐震・液状化対策等の安全性の確保

(3) 下水道施設が損傷した場合においても、最低限の処理機能が確保されるよう施設の弾力的運用（仮設沈殿池、塩素混和池）

(4) 下水道施設が損傷した場合においてもその機能を代替できるよう、管きよ、ポンプ場、処理場のネットワーク化について検討

(5) 下水道台帳の整備

(6) 中部ブロック災害応援体制の整備

3 電気施設

電気事業者は、災害発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行うものとする。

(1) 電力供給施設の安全性の確保

(2) 防災資機材及び緊急資機材の整備

(3) 要員の確保

(4) 被害状況収集体制の整備

(5) 広域的相互応援体制の整備

4 鉄道施設

鉄道事業者は、災害発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の対策を行うものとする。

(1) 鉄道施設の安全性の確保

(2) 防災資機材の整備点検

(3) 要員の確保

5 電話（通信）施設

電気通信事業者は、災害発生時に電話通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電話通信の混乱を防止するため、次の対策を行うものとする。

(1) 電話通信施設、設備の安全性の確保

(2) 災害対策機器の配備

(3) 重要通信の確保

(4) 要員の確保

6 放送施設

放送事業者は、災害発生時における住民への情報伝達手段としての放送の有効性を認識し、大規模災害発生時の機能を確保するため、次の対策を行うものとする。

(1) 送信所、放送所の建物、構築物の安全性の強化

(2) 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の安全性対策

(3) 放送設備等重要な設備について、代替又は予備の設備の設置

(4) 二次災害の発生防止のための防止設備等の設置

(5) 建物、構築物、放送設備等の安全性等についての定期的自主点検

7 ライフラインの代替機能の確保

町は、ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能（ライフラインからの自立機

能) の確保に努めるものとする。

- (1) 避難所その他公共施設での井戸の掘削
- (2) 飲料水の貯留が可能な貯水槽の設置
- (3) 避難所その他公共施設への自家発電装置の設置
- (4) 避難所へのプロパンガス及びその設備の備え付け
- (5) 仮設トイレ、バキュームカーの配備（業者との協定）
- (6) 各種通信メディアの活用…アマチュア無線、タクシー無線、インターネット
- (7) 新エネルギーシステムの導入

第25節 行政機関の業務継続体制の整備

関係機関：総務課 企画調整課

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

こうしたことから、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、行政にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは早期に立ち上げるための業務継続計画の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

1 行政における業務継続計画の策定

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努めるとともに、町機能が壊滅した場合、職員を速やかに派遣できる体制の確立を図るものとする。

2 行政機関における個人情報等の分散保存

町における業務継続のために重要な個人情報を含むデータ（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等）の分散保存の促進を図る。また、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるものとする。

第26節 企業防災の促進

関係機関：企画調整課 産業課

企業は、大規模災害発生時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「BCP」という。））を策定するよう努めるものとする。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するマネジメント（Business Continuity Management（以下、「BCM」という。））の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、町が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

1 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、顧客の安全、企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。

2 二次災害の防止

製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みが必要である。

3 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際に企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特徴を活かした活動が望まれる。

第27節 防災対策に関する研究調査

関係機関：企画調整課 建設課 産業課

災害による被害を最少限にとどめる対策を実施するため、基礎的調査及び研究を推進する。

1 災害危険地予察

町及び県は、関係機関の協力を得て、毎年町内の山崩れ、がけ崩れ、河川氾濫等災害が予想される箇所の予察を行い、また、県は災害危険地の調査を行い、災害発生時における災害応急対策を具体的に検討し、その結果を町及び県計画に反映するものとする。